

## 累積投資約款（株式投資信託用）

### 第1条【当約款の趣旨】

当約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社第四北越銀行（以下「当行」といいます。）との間における、「投資信託委託会社」の設定する追加型証券投資信託受益権（以下「個別ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

2. 当行は当約款に従って、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

### 第2条【申込方法】

申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印または当行所定の方法により本人確認を行い、これを当行に提出することによって、契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとし、但し、既に累積投資において他の契約が締結されている時は、第1回目の払込金の払込み（後記第3条【金銭の払込み】）をもって、契約の申込みが行われたものとし、

2. 契約が締結された時、当行は直ちに個別ファンドの累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定いたします。

### 第3条【金銭の払込み】

申込者は個別ファンドの買付にあてるため、契約の申込時に1万円以上1円単位（但し、申込者が法人の場合は3万円超1円単位）、また投資信託定時定額購入サービスによる申込時に1千円以上1千円単位（但し、申込者が法人の場合は3万円超1千円単位）の金銭を口座に払込むことができます。第1回目の払込金は、これを取引開始日に払込むものとし、2回目以降は随時払込むものとし、

### 第4条【買付方法】

当行は申込者に代わって本ファンドの買付を行います。なお当行が買付した本ファンドの所有権並びに、その果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった

日から申込者に帰属するものといたします。

### 第5条【買付時期・価格】

当行は申込者から買付の申込みを受付しその買付代金の払込手続きが申込みを受付した日（以下「申込日」といいます。）の午後3時までに当行所定の手続きが完了した場合は個別ファンドの定める「買付約定日」に、それ以降の場合は個別ファンドの定める「買付約定日」の翌営業日に、個別ファンドの買付を行います。

2. 前項の買付は、買付約定日の基準価額に設定口数を乗じ、所定の手数料および消費税を加えた金額で行います。

### 第6条【管理】

契約によって買付された個別ファンドは、別に定めた「投資信託受益権振替決済口座管理規定」により管理します。

### 第7条【果実の再投資】

前条の個別ファンドの果実は、決算ごとに申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に一旦繰入れたうえで、その全額より税金を差し引いた金額をもって、個別ファンドに再投資します。

再投資は、決算日の基準価額で計算して、当行が申込者に代わって個別ファンドの買付を行います。この場合における所定の手数料および消費税は、不要とします。

なお、当行が買付した個別ファンドの所有権並びに、その果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日から申込者に帰属するものといたします。

### 第8条【返還】

申込者は、いつでも当行を通じて自己の所有する個別ファンドの元本またはその果実の返還を請求することができます。

2. 前項の場合、当該請求にかかる個別ファンドについては、当行は申込者から返還の請求を受けた時にこれを換金し所定の手数料・諸費用を差し引いたうえで、その代

金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還約定日の解約価額に基づくものといたします。

3. 本条1、2項の請求は、当行所定の書面による手続きによってこれを行うものとします。

### 第9条【解約】

契約は、次の各号のいずれかに該当した場合は、解約されるものといたします。

(1) 申込者から解約の申し出があった場合。

(2) 契約にかかる個別ファンドが償還された場合。

(3) 当行が累積投資業務を営むことができなくなった場合。

2. 契約が解約された時、当行は遅滞なく個別ファンドを第8条に準じて、当行において、申込者に返還いたします。なお前項(3)の場合は、当行所定の手続きを省略させていただくこともあります。

### 第10条【申込事項等の変更】

改名、転居および届出印の変更等申込事項に変更があった時、申込者は当行所定の手続きによって、遅滞なく当行に届け出ていただきます。

2. 本条1項のお届出があった時、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

3. 本条1項の届出がなされなかったために、当行からの通知または送付した書類が遅延し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

4. 本条1項の手続き前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第11条【その他】

当行は契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責任を負いません。

(1) 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、契約に基づく個別ファンド返還代金を返還した場合。

(2) 当行所定の手続書類の印影が届出印と相違する、または当行所定の方法による本人確認を行えないために、契約に基づく個別ファンド返還代金を返還しなかった場合。

(3) 天変地異その他不可抗力により、契約に基づく個別ファンドの買付もしくは個別ファンド返還代金の返還が遅延した場合。

### 第12条【約款の変更】

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲示、その他相当の方法により周知します。

附則

この改正は、平成27年1月6日より施行する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この改正は、令和5年7月21日から施行する。

附則

第1条 この改正は、令和6年4月22日から施行する。

第2条 この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。